

重 要 事 項 説 明 書 (居宅介護支援)

1 事業所の概要

事業所名	しんど老人保健施設 (居宅介護支援事業)
所在地	平塚市東真土4-5-27 しんど老人保健施設内
事業者指定番号	神奈川県 1452080018 号
連絡先・管理者	平塚市東真土4-5-27 0463-53-1963 しんど老人保健施設 望月 和憲

2 事業所の職員体制等

職 種	従事する業務	人 員
管理者	法令遵守に基づいた 管理運営	1名
介護支援専門員	居宅サービス計画の作成等	4名以上 (うち主任介護支援専門員 1名以上) 常勤専従 3名以上 常勤兼務 1名以上

3 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人財団 倉田会
代表者名	理事長 倉田 康久
所在地・電話	平塚市東真土4-5-26 0463-53-1955
業務の概要	地域への医療・保健・福祉の統合的なサービスの提供
事業所	くらた病院 倉田会メディカルサポートクリニック えいじんクリニック しんど老人保健施設 しんど訪問看護ステーション 平塚市高齢者よろず相談センター倉田会

4 サービス提供地域

平塚市内

5 サービス提供時間

	平 日	土曜日・日曜日・祝祭日
提供時間	8:30 ~ 17:30	休日

(注) 年末年始 (12/30~1/3) は「休日」の扱いとなります。

・時間外および休日は留守番電話になっています。ご用件を録音してください。

・緊急時は 090-9319-9637 にご連絡ください。基本的に管理者が携帯しています。

6 担当介護支援専門員

- (1) 担当介護支援専門員を決めさせて頂いておりますが、事業者の都合により変更する場合は、あらかじめ利用者と協議します。
- (2) 入院先医療機関との早期の連携を促進する観点から、入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を医療機関にお伝えください。

7 利用者負担金

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合があります。

その場合は、一旦下記の料金をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

(平塚市の場合 地域区分5級地 10.70で計算 (円＝単位数×10.70))

居宅介護支援費 (I) (要介護1・2)	11,620円/月 (1,086単位)
居宅介護支援費 (I) (要介護3・4・5)	15,097円/月 (1,411単位)
初回加算	3,210円/月 (300単位)
特定事業所加算 (I)	5,553円/月 (519単位)
特定事業所加算 (II)	4,504円/月 (421単位)
特定事業所加算 (III)	3,456円/月 (323単位)
特定事業所加算 (A)	1,219円/月 (114単位)
特定事業所医療介護連携加算	1,337円/月 (125単位)
入院時情報連携加算 (I)	2,675円/月 (250単位)
入院時情報連携加算 (II)	2,140円/月 (200単位)
通院時情報連携加算	535円/回 (50単位)
退院・退所加算 (I) イ	4,815円/回 (450単位)
退院・退所加算 (I) ロ	6,420円/回 (600単位)
退院・退所加算 (II) イ	6,420円/回 (600単位)
退院・退所加算 (II) ロ	8,025円/回 (750単位)
退院・退所加算 (III)	9,630円/回 (900単位)
退院時情報連携加算	535円/回 (50単位)
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円/回 (400単位)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円/月 (200単位)
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の2.1%

- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費 (実費) の支払いが必要となります。

- ・ 通常のサービス提供地域を越え、片道概ね30km未満 500円
- ・ 通常のサービス提供地域を越え、片道概ね30km以上 1,000円

8 運営の方針等

- ・ 可能な限り、居宅において生活が営むことができるように配慮します。
- ・ 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・ 常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類・事業所に偏することのないように公正中立に行います。利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。（当事業所における、ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。）
- ・ 保険者・地域包括支援センター・指定居宅サービス事業所・介護保険施設・医療機関等との連携を行います。
- ・ 介護支援専門員の個別研修計画に基づいてサービスの質の向上に努めます。
- ・ 業務継続計画を策定し、感染症や災害が発生した場合でも、当該計画に従って居宅介護支援の安定継続に努めます。
- ・ 適切なサービス提供のため、職場におけるハラスメントに迅速かつ丁寧に対応するために、必要な措置を講じます。
- ・ 虐待について、担当者の設置、指針の策定をし、発生や再発の予防に努めます。

9 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、別紙「連絡先票」に基づき、家族、主治医等と連携します。

10 金品の授受の禁止

当事業所では金品の授受をお断りしております。介護支援専門員個人へも施設へも食べ物等の贈り物をお断りしております。全ての方に中立公正に仕事をさせて頂く為に、ご協力をお願いいたします。

11 実習生の受け入れ

当事業所は介護支援専門員実務研修等の実習生の受け入れを行っております。実習（訪問の同行や会議の同席等）へのご協力をお願いすることがあります。

12 苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所連絡先	電話番号 0463-53-1963 FAX番号 0463-53-1975
窓口対応担当者	担当介護支援専門員
苦情対応責任者	管理者 望月 和憲

- ・ 当事業所に対する苦情については、当事業所のサービス改善委員会にて協議し、事業所責任で対応させていただきます。
- ・ 利用サービスについての苦情は、利用者の人としての権利を守る立場で提供サービス事業者との調整を行います。

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

平塚市役所 介護保険課	所在地 平塚市浅間町9-1 電話番号 0463-21-8790 対応時間 8:30~17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 0570-022110 対応時間 8:30~17:15

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者名 しんど老人保健施設（居宅介護支援事業所）

説明者 氏 名 _____

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意し交付を受けました。

利用者 氏 名 _____

代理人又は立会人 氏 名 _____